

## 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度について

### 1 現行制度の概要

#### (1)計画書

対象事業所（＝エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kL 以上の工場等）は、初年度等に、県が指定した年度（現行：平成 24 年度）における温室効果ガス排出量の数値目標及び目標達成のための対策（排出抑制措置）等を記載した計画書を県に提出する。

#### (2)報告書

計画書を提出した事業所は、毎年、温室効果ガスの排出量実績及び計画で定めた排出抑制措置の実施状況等を記載した措置結果報告書を県に提出する。

#### (3)公表

県は、毎年、対象事業所数及びその合計の温室効果ガス排出量を公表する。（個別の事業所毎の排出量は未公表）

### 2 現行制度の当面の運用

国や県の削減目標が示されていない中、数値目標を設定することが困難な事業所があることから、当面の運用として以下のとおり対応する。

なお、県の次期地球温暖化防止推進計画が策定された後、目標年度を平成 32 年度とした数値目標を含む削減計画の提出を求めることとする。

#### (1)目標年度

現行の推進計画の目標年度（平成 22 年度）と次期推進計画の目標年度（平成 32 年度）の中間年度である「平成 27 年度」とする。

#### (2)温室効果ガス排出量についての数値目標

温室効果ガスの「総排出量」ではなく、「対策による削減量」を目標とすることを可とする。

### 3 現行制度の見直しの概要

兵庫県地球温暖化対策方針 16 頁に記載のとおり

- ・対象事業所に温暖化アセス制度の対象を追加し、一体的運用を図る
- ・個別事業者ごとの公表を実施する